

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-自動車運送業分野の基準について-

令和6年12月

法務省・国土交通省編

(制定履歴)

令和6年12月19日公表

令和7年2月17日一部改正

令和7年7月15日一部改正

令和8年10月9日一部改正

- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項において、法務大臣は基本方針にのっとり、分野所管行政機関の長等と共同して、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を定めなければならない旨規定されています。これを踏まえ、自動車運送業分野においては、「自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和8年1月23日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっており、自動車運送業分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和6年国土交通省告示第1362号。以下「告示」という。）において、自動車運送業分野固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等、運用上の細目及び留意事項を定めることにより、自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

目次

第 1	特定技能外国人が従事する業務・	3
第 2	特定技能外国人が有すべき技能水準等・	5
第 3	特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準・	12
第 4	適合 1 号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準・ . .	19
第 5	上陸許可に係る基準・	22
第 6	キャリア形成プログラム・	25
第 7	在留資格「特定活動」による入国・在留・	26

第 1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】 法別表第 1 の 2 「特定技能」の下欄に掲げる活動 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第 2 条の 5 第 1 項から第 4 項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定技能基準省令第 1 条第 1 項 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第 2 条の 5 第 1 項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。 一 出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成 31 年法務省令第 6 号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。 二～七（略）
分野別運用方針（抜粋） 第二 特定技能制度において求められる人材等に関する事項 2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項 （1）業務区分及び特定技能外国人が従事する業務 自動車運送業分野において設定する業務区分及び 1 号特定技能外国人が従事する業務は、上記 1（1）に定める技能水準に対応し、別表の c. 業務区分（従事する業務）の欄に掲げる業務とする。 なお、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：車両の清掃、運行前後の準備片付けなど試験等によって専門性を確認されない業務）に付随的に従事することは差し支えない。	

【業務内容】

- 自動車運送業分野において受け入れる 1 号特定技能外国人は、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針により定められた、試験等の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：車両の清掃、運行前後の準備、片付け）に付随的に従事することは差し支えありませんが、専ら関連業務に従事することは認められません。
- 1 号特定技能外国人
 - 分野別運用方針第二 1（1）に定める試験及び分野別運用方針第二 2（1）に定める業務に従い、第二 1（1）の試験合格により確認された技能を要するものであって、トラック運転者の業務区分については、運行業務（安全な貨物の輸送等）及び荷役業務（荷崩れを起こさない貨物の積付け等）、タクシー運転者及びバス運転者の業務区分については、運行業務（安全な旅客の輸送等）及び接客業務（乗客対応等）に従事しなければなりません。
- なお、業務の遂行に際しては、道路運送法、貨物自動車運送事業法等の関係法令や安全管理規程、業務規程、社内規定等の規程類を遵守することが必要です。

【相談窓口】

- 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については、国土交通省物流・自動車局にお問い合わせください。なお、問合せ先は、以下のとおりです。
国土交通省物流・自動車局ホームページ
URL：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha.tk1_000038.html

【確認対象の書類】

- 自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 15－1 号）（特定技能所属機関）

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

分野別運用方針（抜粋）

第二 特定技能制度において求められる人材等に関する事項

1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

自動車運送業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次の（1）及び（2）に定める試験に合格及び資格を取得した者とし、タクシー運送業及びバス運送業においては、これらの試験の合格に加え、新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第1項、第2項及び第5項並びに第39条に規定する事項についての指導、監督及び特別な指導を受け、並びに適性診断を受診することをいう。以下同じ。）を修了した者とする。

（1）技能水準

別表のa. 技能水準の欄に掲げるもの

（2）日本語能力水準

別表のb. 日本語能力水準の欄に掲げるもの

告示第1条（抜粋）

自動車運送業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人が次のいずれにも該当することとする。

一 （略）

二 旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）に従事しようとする者にあつては、新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第1項及び第39条に規定する指導監督、同規則第38条第2項に規定する特別な指導並びに同規則第38条第5項に規定する指導を受けること並びに同規則第38条第2項に規定する適性診断を受けることをいう。第3条第3号において同じ。）を修了していること。

【1号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】

- 「自動車運送業分野特定技能1号評価試験（トラック）」及び「第一種運転免許」（分野別運用方針第二1（1）の試験区分）

当該試験は、運行管理者等の指導・監督の下、貨物自動車運送業における運行前後の点検、安全な運行、乗務記録の作成や荷崩れを起こさない貨物の積付け等ができるレベルであることを確認するものであり、この試験に合格し、かつ「第一種運転免許」を取得した者は、自動車運送業分野（トラック運転者区分）において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。

- 「自動車運送業分野特定技能1号評価試験（タクシー）」及び「第二種運転免許」（分野別運用方針第二1（1）の試験区分）

当該試験は、運行管理者等の指導・監督の下、一般乗用旅客自動車運送事業における運行前後の点検、安全な運行、乗務記録の作成や乗客対応等ができるレベルであることを確認するものであり、この試験に合格し、かつ「第二種運転免許」を取得した者は、自動車運送業分野（タクシー運転者区分）において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。

- 「自動車運送業分野特定技能1号評価試験（バス）」及び「第二種運転免許」（分野別運用方針第二1（1）の試験区分）

当該試験は、運行管理者等の指導・監督の下、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業における運行前後の点検、安全な運行、乗務記録の作成や乗客対応等ができるレベルであることを確認するものであり、この試験に合格し、かつ「第二種運転免許」を取得した

者は、自動車運送業分野（バス運転者区分）において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。

○ トラック運転者区分

「日本語教育の参照枠」 A2.2 相当以上

※ 以下のいずれかの試験の合格

- ・国際交流基金日本語基礎テスト（J F T－B a s i c） A2.2 相当以上
- ・日本語能力試験（J L P T） N 4 以上

※ 特定技能1号の在留資格を得るためには基本的には、必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明が求められます。もっとも、技能実習2号を良好に修了した者については、当面の間、当該特定技能1号に係る要件として必要な日本語能力を有していることの証明は要しません。

○ タクシー運転者区分及びバス運転者区分

「日本語教育の参照枠」 B 1 相当以上（「日本語教育の参照枠」 A2.2 相当で可とするための要件を満たす場合を除く。）

※ 以下の試験の合格

- ・日本語能力試験（J L P T） N 3 以上

※ C E F R の B 1 相当以上を判定された場合に限る。

※ 令和9年4月1日以降、「日本語教育の参照枠」 B 1 相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。

「日本語教育の参照枠」 A2.2 相当（「日本語教育の参照枠」 A2.2 相当で可とするための要件（※）を満たす場合。）

※ 以下のいずれかの試験の合格

- ・国際交流基金日本語基礎テスト（J F T－B a s i c） A2.2 相当
- ・日本語能力試験（J L P T） N 4

※ 「日本語教育の参照枠」 A2.2 相当で可とするための要件（次のいずれにも該当することが必要です。）

- ① 1号特定技能外国人が従事する業務が貸切バスでないこと。
- ② 「日本語教育の参照枠」 B 1 相当の日本語能力の修得に向けた日本語学習プラン（分野参考様式第 15－16 号）を作成すること。
- ③ 1号特定技能外国人の他に乗客、営業所及び警察署、消防署その他の関係機関との間で日本語により意思疎通を図ることを補助する者（以下「日本語サポーター」という。）を乗務させること。

ただし、離島・半島を運行区間とする乗合バス又は特定バスにおいて、営業所との連絡体制が整備され、自治体からの特定技能外国人のバス運転業務に係る特定技能所属機関との連携に係る協力同意書（分野参考様式第 15－17 号）

を受領している場合は、1号特定技能外国人による単独乗務も認められます。

※ 特定技能1号の在留資格を得るためには基本的には、必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明が求められます。もっとも、技能実習2号を良好に修了した者の日本語能力については、当面の間、これらの事実をもってA2.2相当の日本語能力を有していることが証明されたこととします（別途証明は不要です。）。

- タクシー運送業及びバス運送業においては、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格並びに第二種運転免許の保有に加え、新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第1項及び第39条に規定する指導監督、同規則第38条第2項に規定する特別な指導並びに同規則第38条第5項に規定する指導を受けること並びに同規則第38条第2項に規定する適性診断を受けることをいう。）の修了が必要です。当該研修の修了に当たっては、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会（タクシー運送業）又は公益社団法人日本バス協会（バス運送業）が定めた効果測定の基準に達する必要があります。

【2号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】

- 自動車運送業分野においては、特定技能2号での受入れを行うことはできません。

【確認対象の書類】

<トラック運送業の場合>

- 技能水準を証するもの
 - ・ 自動車運送業分野特定技能1号評価試験（トラック）の合格証明書の写し
 - ・ 第一種運転免許の写し
 - 日本語能力を証するものとして、次のいずれか
 - ・ 国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書（A2.2相当以上）の写し
 - ・ 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し
- *ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、当面の間、この事実をもって特定技能1号としてトラック運送業に従事する上で必要とされる日本語能力を有していることが証明されたこととしますので、別途国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）を受験し、合格する必要はありません。

<タクシー運送業及びバス運送業の場合>

- 技能水準を証するもの
 - ・ 自動車運送業分野特定技能1号評価試験（タクシー）又は自動車運送業分野特定技

能1号評価試験（バス）の合格証明書の写し

・ 第二種運転免許の写し

・ 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会（タクシー運送業）又は公益社団法人日本バス協会（バス運送業）が作成した新任運転者研修の修了を証する書類

* 1号特定技能外国人が業務に従事する際に日本語サポーターを同乗させる必要がある場合、新任運転者研修の修了を証する書類には、告示第3条第4号ロに規定する日本語サポーターの要件を確認したことが記載されている必要があります。

○ 日本語能力を証するものとして、次のいずれか

（日本語能力水準B1相当以上を証する場合）

・ 日本語能力試験（N3以上）の合格証明書の写し

（日本語能力水準A2.2相当を証する場合（一定の要件を満たす場合に限る。））

・ 国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書（A2.2相当）の写し

・ 日本語能力試験（N4）の合格証明書の写し

* ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、当面の間、この事実をもって特定技能1号としてタクシー運送業又はバス運送業に従事する上で必要とされる日本語能力を有していることが証明されたこととしますので、別途国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4）を受験し、合格する必要はありません。

○ 一定の要件

・ 自動車運送業分野特定技能協議会タクシー分科会（タクシー運送業）又はバス分科会（バス運送業）の認証を受けた日本語学習プラン（分野参考様式第15-16号）

・ 特定技能外国人のバス運転業務に係る特定技能所属機関との連携に係る協力同意書（分野参考様式第15-17号）

* 日本語サポーターを同乗させる場合は、特定技能外国人のバス運転業務に係る特定技能所属機関との連携に係る協力同意書（分野参考様式第15-17号）の提出は不要です。

* 特定活動55号から特定技能1号への在留資格変更許可申請の際は、提出不要な場合があります。詳細は提出書類一覧表を御確認ください。

【参考】

外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切り替える（以下「外免切替」という。）に当たっての受験資格や必要書類等は以下のとおりです。

詳しくは各都道府県警察の運転免許センターにお問い合わせください。

○ 外免切替における受験資格及び必要な書類等

（受験資格）

・ 大型免許：21歳以上、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に

受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間が通算して3年以上の者(海外における運転経歴を含む)

- ・ 中型免許：20 歳以上、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間が通算して2年以上の者(海外における運転経歴を含む)

- ・ 普通免許・準中型免許：18 歳以上

(必要な書類等)

- ① 免許申請書(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。))

免許申請書と併せて、病気の症状等についての「質問票」を提出する必要があります。

- ② 住民票の写し(規則第17条第2項第1号)

本籍(国籍等)が記載された住民票の写し(コピー不可)

- ③ 有効な外国等の国内運転免許証(規則第18条第1項第6号)

免許取得日(初回取得日)が記載されていない場合、又は複数の免許種類を保有していてそれぞれの取得日が記載されていない場合には、各免許取得日が確認できる運転免許経歴証明書等が必要となります。

- ④ 日本語による外国等の国内運転免許証の翻訳文(規則第18条第1項第6号)

翻訳文は、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの者が作成したもので、当該免許で運転することができる自動車等の種類、当該免許又は当該免許証の有効期限及び当該免許の条件を明らかにしたものに限られます。

(ア) 当該免許証を発給した外国等の行政庁等又は当該外国の領事機関

(イ) ドイツ自動車連盟(ドイツのみ)、台湾日本関係協会(台湾のみ)

(ウ) 日本自動車連盟(JAF)、ジップラス株式会社

- ⑤ 身分証明書(規則第17条第2項第9号)

在留カード、健康保険の被保険者証、マイナンバーカード等

- ⑥ 申請用写真(規則第17条第2項第10号)1枚

縦3センチメートル×横2.4センチメートル、無帽(宗教上又は医療上の理由がある場合を除く。)、正面、上三分身、無背景、申請前6か月以内に撮影したもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

- ⑦ 旅券その他の書類(規則第18条第1項第6号)

外国免許を受けた後、当該外国免許の取得年月日から起算して、当該外国等に滞在していた期間が通算して3か月以上であることを証明する書類。

旅券に出入国が記録されていない場合など、外国免許取得後の滞在期間が確認できない場合には、出入国記録証明書や滞在証明書など滞在期間を証明する書類が必要となります。また、滞在期間が1年を超える場合には、初心者マークの表示義務

が免除されるなどの特例があるため、古いパスポートや昔の外国運転免許証など、可能な限り、運転免許取得後の滞在期間が分かる資料を持参してください。

- ⑧ 日本の運転免許証（現在又は過去に受けたことのある方）
- ⑨ 手数料
- ⑩ その他

申請に必要な書類は、運転免許証が真正であることの証明書や運転免許試験を受けた証明書などを求める場合もあり、国によって必要書類が異なりますので、事前に、各都道府県警察の運転免許センターにお問い合わせください。

○ 第二種運転免許試験における受験資格

21 歳以上、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間が通算して 3 年以上のもの(海外における運転経歴を含む)。

なお、特別な教習を修了すると、19 歳以上であり、かつ、普通免許等を受けていた期間が通算して 1 年以上あれば、第二種免許、大型免許及び中型免許の運転免許試験を受けることができることとなります。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 （略）

告示第2条

自動車運送業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

- 一 中分類43 道路旅客運送業
- 二 中分類44 道路貨物運送業

告示第3条

自動車運送業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 自動車運送事業（法第2条第2項に規定する自動車運送事業をいい、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を営む者であること。
- 二 一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第43条に規定する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関をいう。）が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業に基づく安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有する者であること。
- 三 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲

げる活動を行おうとする外国人（次号において「1号特定技能外国人」という。）のうち旅客自動車運送事業に従事しようとする者に対し、新任運転者研修を実施すること。

- 四 1号特定技能外国人であって、基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準の日本語能力を有している者（自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の日本語能力を有している者を除く。）を、旅客自動車運送事業（法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を除く。以下この号において同じ。）に従事させる場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
- イ 自立して日本語を理解し、使用することができる水準の日本語能力を修得するために必要な学習をするための体制を整備していること。
- ロ 当該1号特定技能外国人を業務に従事させる現場において不測の事態が発生した場合その他の日本語により意思疎通を図ることが必要となる場合に1号特定技能外国人と乗客、営業所及び警察署、消防署その他の関係機関との間で日本語により意思疎通を図ることを補助する者（当該本邦の公私の機関に雇用されている者で、旅客自動車運送事業の業務に従事した経験を有するもの又は現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応ができるよう指導を受けたものに限る。）を同乗させることとしていること。ただし、離島等（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島の区域並びに半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域をいう。以下この号において同じ。）において1号特定技能外国人を業務に従事させる場合であって、次のいずれにも該当する場合にあっては、この限りでない。
- (1) 当該1号特定技能外国人に従事させる業務が、法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業に係るものであること。
 - (2) 当該1号特定技能外国人を業務に従事させる離島等をその区域に含む市町村と協力して、当該1号特定技能外国人の支援を行うこととしていること。
 - (3) 当該1号特定技能外国人を業務に従事させる現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用その他の方法により緊急時の連絡体制の整備その他必要な環境整備を行うこととしていること。
- 五 国土交通省が設置する自動車運送業分野に係る特定技能外国人の受入れに関す

る協議会の構成員であること。

六 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。

七 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査及び指導に対し、必要な協力を行うこと。

八 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。

【特定技能所属機関及び事業所】

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 自動車運送業分野の特定技能外国人を受け入れる事業所は、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち以下のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。
 - ① 中分類 43 道路旅客運送業
 - ② 中分類 44 道路貨物運送業
- 自動車運送業分野の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、自動車運送事業（道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業をいい、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を営んでいることが必要です。
- 自動車運送業分野においては、事業用自動車の運行管理が適切になされない場合、事故等に至るおそれがあること、また、運転者の労務管理が適切になされない場合、過重労働を招くおそれがあること等の特性を踏まえ、自動車運送事業者による適正な外国人の受入れを維持するためにも、特定技能所属機関は、一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けていること、又はトラック運送業においては、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業に基づく安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有していることが必要です。
- タクシー運送業及びバス運送業の1号特定技能外国人を受け入れる場合には、当該業務に従事しようとする外国人に対し、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会（タクシー運送業）又は公益社団法人日本バス協会（バス運送業）が定めた効果測定 of 基準に達する新任運転者研修を実施しなければなりません。
- タクシー運送業及びバス運送業（道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）において、当該業務に従事しようとする1号

特定技能外国人の日本語能力水準が日本語教育の参照枠のA2.2 相当である場合は、当該特定技能外国人のB1 相当以上の日本語能力修得に向けて、当該1号特定技能外国人の同意の上、日本語学習プラン（分野参考様式第15―16号）を作成する必要があります。なお、日本語学習プランは、自動車運送業分野特定技能協議会タクシー分科会（タクシー運送業）又はバス分科会（バス運送業）（以下「分科会」という。）が定めた基準に基づき、その内容が適当である旨の審査を経たものでなければなりません。分科会の審査に当たっては、日本語学習プランの案に加え、運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた際の提出書類のうち、自認書の写しを添付する必要があります。

- 在留期間更新許可申請の時点で、当該1号特定技能外国人がB1 相当以上の日本語能力水準にあることを証することができない場合は、在留期間の更新時に再度分科会の認証を受けた日本語学習プランを提出する必要があります。
- タクシー運送業及びバス運送業（道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）において、当該業務に従事しようとする1号特定技能外国人の日本語能力水準がA2.2 相当である場合は、条件に応じて日本語サポーターの同乗が必要となる場合と不要な場合があります。
- 日本語サポーターの同乗が必要となる場合

原則、緊急時等に当該特定技能外国人と乗客、営業所及び警察署、消防署その他の関係機関との間のコミュニケーションを補助する日本語サポーターを同乗させる必要があります。日本語サポーターの適格性に係る考え方は、以下のとおりです。

・日本語サポーターは、自社で6か月以上雇用された、運転士を引退後引き続き事務職等で勤務されている者や、高速バスの交代運転士等が想定されます。

・ただし、自社での雇用期間が6か月未満である者（例：運転未経験者など）も、緊急時の対応など安全や接遇に関する研修を実施することで、日本語サポーターとして同乗することは可能です。当該研修の修了に当たっては、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会（タクシー運送業）又は公益社団法人日本バス協会（バス運送業）が定めた効果測定の基準に達する必要があります。

日本語サポーターの適格性については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会（タクシー運送業）又は公益社団法人日本バス協会（バス運送業）において作成する新任運転者研修の修了を証する書類に、告示第3条第4号ロに規定する日本語サポーターの要件を確認したことを証する旨の記載が必要となります。

- 日本語サポーターの同乗が不要な場合

バス運送業（道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）は、以下①及び②を満たせば、離島・半島地域（離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島の区域並びに半島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域をいう。）に限り、日本語サポーターを同乗させずに単独で業務が可能です。このとき、営業所を含む乗務する区間全体が、離島・半島地域内であればなりません。

- ① 当該特定技能外国人と地域の共生を図るため、当該特定技能外国人が運転業務に従事する路線をその区域に含む自治体から、特定技能外国人のバス運転業務に係る特定技能所属機関との連携に係る協力同意書（分野参考様式第15－17号）を受領することが必要です。この協力同意書は、運転業務に従事する路線をその区域に含む自治体ごとに受領する必要があります。協力同意書には、次の協力内容を記載することが必要となりますが、自治体との合意により、他の項目についても追加が可能です。

- ・ 日本語能力水準がA2.2相当である1号特定技能外国人により単独での乗務が行われることに係る地域住民への周知啓発
- ・ 当該1号特定技能外国人の日本語能力を高めるために事業者が行う日本語教育（方言を含む）のサポート
- ・ 緊急時の対応や運行の安全確保等に係る関係機関との協議

- ② 事故対応等の緊急事態が生じた場合に、当該特定技能外国人が特定技能所属機関等との連絡に必要な情報通信技術等を車内に備える必要があります。導入する機器としては、車内の状況が営業所においてリアルタイムでわかるドライブレコーダーやウェアラブルカメラ、特定技能外国人のコミュニケーションの補助となる翻訳機器等が想定されます。

- 離島・半島地域に関する詳細は、以下の国土交通省又は沖縄県のホームページをご覧ください。なお、当該ページに記載の市町村全域が対象ではない市町村もあるため、該当する自治体にも確認の上、協力同意書を提出してください。

- ・ 離島振興対策実施地域

URL：<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/index.html>

- ・ 半島振興対策実施地域

URL：

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000185.html

- ・ 奄美群島・小笠原諸島

URL :

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chitok/crd_amaoga_tk_000002.html

・ 沖縄離島

URL :

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/tokei/1016451/1028067.html>

【分野別協議会】

- 自動車運送業分野の1号特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、国土交通省が設置する自動車運送業分野特定技能協議会（以下「分野別協議会」という。）の構成員にならなければなりません。
- 構成員は、分野別協議会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行わなければなりません。
- また、分野別協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、分野別協議会に加入し、加入後は分野別協議会に対し、また、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査及び指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。
- 分野別協議会に関する詳細は、以下の国土交通省物流・自動車局のホームページをご覧ください。

URL : https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000038.html

【確認対象の書類】

- 自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第15-1号）（特定技能所属機関）
 - 分野別協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）
 - 自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第15-2号）（登録支援機関）
 - 分野別協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）
- <日本語能力水準A2.2相当を証する場合>
- 自動車運送業分野特定技能協議会タクシー分科会（タクシー運送業）又はバス分科会（バス運送業）の認証を受けた日本語学習プラン（分野参考様式第15-16号）（日本語サポーターが同乗する場合）
 - 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会（タクシー運送業）又は公益社団法人日本バス協会（バス運送業）が作成した告示第3条第4号ロに規定する日本語サ

- ポーターの要件を確認したことを証する新任運転者研修の修了を証する書類
(離島・半島地域で業務に従事し、乗合バス又は特定バスにおいて日本語サポーター
を同乗させない場合)
- 特定技能外国人のバス運転業務に係る特定技能所属機関との連携に係る協力同意
書(分野参考様式第 15—17 号)

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条（略）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第3条

自動車運送業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 自動車運送事業（法第2条第2項に規定する自動車運送事業をいい、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を営む者であること。
- 二 一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第43条に規定する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関をいう。）が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業に基づく安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有する者であること。
- 三 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人（次号において「1号特定技能外国人」という。）のうち旅客自動車運送事業に従事しようとする者に対し、新任運転者研修を実施すること。
- 四 1号特定技能外国人であつて、基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準の日本語能力を有している者（自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の日本語能力を有している者を除く。）を、旅客自動車運送事業（法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を除く。以下この号において同じ。）に従事させる場合にあつては、次のいずれにも該当すること。
 - イ 自立して日本語を理解し、使用することができる水準の日本語能力を修得するために必要な学習をするための体制を整備していること。
 - ロ 当該1号特定技能外国人を業務に従事させる現場において不測の事態が発生

した場合その他の日本語により意思疎通を図ることが必要となる場合に1号特定技能外国人と乗客、営業所及び警察署、消防署その他の関係機関との間で日本語により意思疎通を図ることを補助する者（当該本邦の公私の機関に雇用されている者で、旅客自動車運送事業の業務に従事した経験を有するもの又は現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応ができるよう指導を受けたものに限る。）を同乗させることとしていること。ただし、離島等（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島の区域並びに半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域をいう。以下この号において同じ。）において1号特定技能外国人を業務に従事させる場合であって、次のいずれにも該当する場合にあっては、この限りでない。

- (1) 当該1号特定技能外国人に従事させる業務が、法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業に係るものであること。
- (2) 当該1号特定技能外国人を業務に従事させる離島等をその区域に含む市町村と協力して、当該1号特定技能外国人の支援を行うこととしていること。
- (3) 当該1号特定技能外国人を業務に従事させる現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用その他の方法により緊急時の連絡体制の整備その他必要な環境整備を行うこととしていること。

五 国土交通省が設置する自動車運送業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。

六 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。

七 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査及び指導に対し、必要な協力を行うこと。

八 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。

- 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。

- 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のものとなっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第5 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一（略）

二 申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、特定技能雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、締結されないことが見込まれること。

三～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

自動車運送業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人が次のいずれにも該当することとする。

一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこと。

二 旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）に従事しようとする者にあつては、新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第1項及び第39条に規定する指導監督、同規則第38条第2項に規定する特別な指導並びに同規則第38条第5項に規定する指導を受けること並びに同規則第38条第2項に規定する適性診断を受けることをいう。第3条第3号において同じ。）を修了していること。

【労働者派遣】

- 在留資格「特定技能１号」に係る上陸基準として、自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第６号に基づき告示をもって定めたものです。
- １号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該特定技能外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、１号特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- １号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後５年間は、特定技能外国人の受入れができなくなります。

【確認対象の書類】

- 自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第１５－１号（特定技能所属機関））

【留意事項】

- 運転免許の取得費用の負担については、所属機関が負担することが望ましいですが、受入れ外国人（受け入れる予定の外国人を含む。以下同じ。）本人が負担する場合は、採用時等に受入れ外国人が十分に理解できる言語による説明を行うなど、丁寧な説明を心掛け、事前に受入れ外国人の了承を得るようにしてください。
- また、特定技能制度では、特定技能外国人の受入れに関し、特定技能の適正な活動が阻害されることを防ぐため、労働基準法第１６条の規定とは別に、上陸基準省令及び特定技能基準省令において、特定技能雇用契約に基づく外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収、財産の管理、違約金を定める契約又は不当に財産の移転を予定する契約を禁止しています。特定技能の適正な活動が阻害されることには、特定技能外国人が労働を強制される契機となることや、自由に転職・退職できないことを含みます。
- 上陸基準省令及び特定技能基準省令の基準に抵触し、外国人の受入れができなくなるおそれがある例としては、受入れ外国人が一定期間勤務することを停止条件として、免許取得費用の返済を免除する内容の契約を締結することや、受入れ外国人が返済途中に退職した場合に貸付金の残額を一括で返済する内容の契約を締結することが挙げられます。これらの上陸基準省令及び特定技能基準省令の基準に基づき、日本人と異なる取扱いになったとしても、特定技能基準省令第１条第１項第４号に掲げる報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇についての差別的な取扱いには該当しません。

- なお、受入れ外国人の運転免許の取得費用について、所属機関が当該費用を賃金に含めて補填することは、上陸基準省令及び特定技能基準省令の基準に抵触しません。

(参考)

- 労働基準法第 16 条
使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。
- 上陸基準省令の表の法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号に掲げる活動の項の下欄第 2 号
申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、特定技能雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、締結されないことが見込まれること。
- 特定技能基準省令第 2 条
法第 2 条の 5 第 3 項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。
四 次のいずれにも該当しないこと。
リ 特定技能雇用契約の締結の日前 5 年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
(7) 特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為

第6 キャリア形成プログラム

分野別運用方針（抜粋）

第一 特定技能制度に関する基本的な事項等

4 その他特定技能制度に係る制度の運用に関する重要事項

（1）特定技能外国人のキャリア形成等に関する事項

国土交通省は、関係業界等と協働して、特定技能1号に係るキャリアステップの概要を内容とする自動車運送業分野における「キャリア形成プログラム（以下「キャリアプログラム」という。）」を策定する。

自動車運送業分野におけるキャリアプログラムは、次の事項を基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 講習受講・資格取得
- ② 日本語能力
- ③ マネジメント経験
- ④ その他（フォローアップや意欲向上策等）

- 自動車運送業分野におけるキャリア形成プログラムは、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針となります。
- 自動車運送業分野におけるキャリア形成プログラムは、国土交通省のHPに掲載されていますので、適切に参照し活用してください。

第7 在留資格「特定活動」による入国・在留

(1) 目的及び関係規定

- 1号特定技能外国人として自動車運送業分野の業務に従事するに当たっては、我が国の運転免許の取得のほか、タクシー運送業及びバス運送業においては新任運転者研修の修了が必要となることから、一定期間我が国での在留を認める措置が必要となります。

そのため、分野別運用方針において、1号特定技能外国人として自動車運送業分野の業務に従事しようとする外国人について、在留資格「特定活動」による入国・在留を認める旨が定められています。

- 当該「特定活動」（以下「特定活動（特定自動車運送業準備）」という。）については、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号。以下「特定活動告示」という。）の第55号において、その活動内容及び「特定活動（特定自動車運送業準備）」で在留する外国人（以下「特定自動車運送業準備外国人」という。）本人の基準等が定められているほか、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件第55号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件（令和7年法務省告示第36号。以下「特定自動車運送業準備基準告示」という。）において、所属機関の基準等が定められています。

- 本特定活動は、自動車運送業分野において特定技能1号として活動するために必要な我が国の運転免許の取得及び新任運転者研修の受講（タクシー運送業又はバス運送業の場合）等を目的とするものであり、我が国の運転免許の保有、地域における共生社会の実現のため寄与する責務に関すること、分野の特性に応じて求められる基準のうち新任運転者研修の修了・実施及び外国人の日本語能力水準がA2.2相当である場合の措置、報告のうち随時届出の一部及び定期届出に係るものを除き、外国人の要件及び所属機関等の要件について、特定技能1号を受け入れる場合と同様の要件を満たす必要があります。

そのため、特定活動告示第55号及び特定自動車運送業準備基準告示の規定については、上陸基準省令及び特定技能基準省令と同様の内容となっています。

本章では、主に特定技能1号とは異なる部分を記載しているため、その他の要件の詳細については、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」を御参照ください。

- 特定活動告示第 55 号及び特定自動車運送業準備基準告示の規定の内容は以下 27 ページから 39 ページのとおりです。
- なお、本邦に在留している外国人（「留学」や「家族滞在」等の在留資格で在留している者）が、自動車運送業分野において特定技能 1 号として活動するために必要な我が国の運転免許を取得している場合（トラック運送業に限る。）、又は当該運転免許を取得した後、資格外活動許可を取得した上で新任運転者研修を修了した場合（タクシー運送業及びバス運送業に限る。）においては、本特定活動を経由することなく、特定技能 1 号へと移行することができます。

【関係規定】

分野別運用方針（抜粋）

第二 特定技能制度において求められる人材等に関する事項

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

（3）特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

特定技能所属機関に対して特に課す条件

- ⑦ タクシー運送業及びバス運送業における特定技能所属機関は、特定技能 1 号の在留資格で受け入れる予定の外国人に対し、新任運転者研修を実施すること。

（4）在留資格「特定活動」による入国・在留

上記 2（1）に掲げる業務を行うに当たっては、その前提として、運転免許の取得に加え、タクシー運送業及びバス運送業においては、新任運転者研修を修了する必要があるところ、運転免許の取得や新任運転者研修の受講のため、一定期間我が国での在留が必要となることから、運転免許の取得や新任運転者研修の受講以外の要件を満たした者については、受入れ機関との雇用契約の下、在留資格「特定活動」による入国・在留を認める（在留期間の上限は、トラック運送業については 6 月、タクシー運送業及びバス運送業については 1 年とする。なお、当該在留資格をもって在留する期間は、「特定技能 1 号」の在留資格をもって在留する通算在留期間に算入しない。）。

また、当該在留資格による在留中には、上記手続等のほか、受入れ機関における車両の清掃といった関連作業に従事することを認める。

告示第 1 条

一（略）

- 二 旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）に従事しようとする者にあつては、新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸

省令第 44 号) 第 38 条第 1 項及び第 39 条に規定する指導監督、同規則第 38 条第 2 項に規定する特別な指導並びに同規則第 38 条第 5 項に規定する指導を受けること並びに同規則第 38 条第 2 項に規定する適性診断を受けることをいう。第 3 条第 3 号において同じ。) を修了していること。

特定活動告示第 55 号

別表第 16 に掲げる要件のいずれにも該当する者が、法別表第 1 の 2 の表の特定技能 (同表の特定技能の項の下欄第 1 号に係るものに限る。) の在留資格への変更を受け、特定産業分野である自動車運送業分野に属する技能を要する業務に従事する活動を行うことを目的として、この号に掲げる活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画であって、法務大臣が別に定めるところにより作成し、かつ、法務大臣が別に定める基準に適合するものに基づく支援を受けることができる環境の下で、法務大臣が指定する本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約 (以下「特定自動車運送業準備雇用契約」という。) であって、法務大臣が別に定める特定自動車運送業準備雇用契約及びその相手方となる本邦の公私の機関の基準に適合するものに基づき、講習及び指導 (旅客自動車運送事業運輸規則 (昭和 31 年運輸省令第 44 号) 第 38 条第 1 項及び第 39 条に規定する指導監督、同規則第 38 条第 2 項に規定する特別な指導並びに同規則第 38 条第 5 項に規定する指導を受けること並びに同規則第 38 条第 2 項に規定する適性診断を受けることを含む。) を受け、若しくは自動車運送業分野に属する技能を要する業務に付随する業務に従事する活動又は別表第 17 に掲げる免許を受けるために自動車教習所において自動車の運転に関する教習を受ける活動

別表第 16

- 一 18 歳以上であること。
- 二 健康状態が良好であること。
- 三 法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号に掲げる活動において従事する業務 (当該業務において要する技能の属する特定産業分野が自動車運送業分野であるものに限る。次号において同じ。) に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。
- 四 本邦での生活に必要な日本語能力及び法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号に掲げる活動において従事する業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。
- 五 出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令 (平成 2 年法務省令第 16 号) の表の法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号に掲げる活動の項の下欄第 1 号ホに規定する法務大臣が告示で定める外国政府又は地域 (出入国管理及び難民認定法施行令 (平成 10 年政令第 178 号) 第 1 条に定める地域をいう。第 9 号において同じ。) の権限ある機関の発行した旅券を所持していること。

- 六 特定技能（法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に係るものに限る。）の在留資格をもって本邦に在留したことがある者にあつては、当該在留資格をもって在留した期間が通算して５年に達していないこと。
- 七 申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、特定自動車運送業準備雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、特定自動車運送業準備雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、締結されないことが見込まれること。
- 八 申請人が特定自動車運送業準備雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における本則第５５号に掲げる活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合にあっては、その額及び内訳を十分に理解して当該機関との間で合意していること。
- 九 申請人が国籍若しくは住所を有する国又は地域において、申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続が定められている場合にあっては、当該手続を経ていること。
- 十 食費、居住費その他名目のいかんを問わず申請人が定期的に負担する費用について、当該申請人が、当該費用の対価として供与される食事、住居その他の利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であり、当該費用の明細書その他の書面が提示されること。
- 十一 労働者派遣法第２条第１号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定自動車運送業準備雇用契約を締結していないこと。

別表第 17

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条第 3 項の大型自動車免許、同項の中型自動車免許、同項の準中型自動車免許若しくは同項の普通自動車免許又は同条第 4 項の大型自動車第二種免許、同項の中型自動車第二種免許若しくは同項の普通自動車第二種免許

特定自動車運送業準備基準告示第 1 条

出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき同法別表第 1 の 5 の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成 2 年法務省告示第 131 号。以下「特定活動告示」という。）第 55 号に掲げる活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援（以下「特定自動車運送業準備外国人支援」という。）の実施に関する計画（以下「特定自動車運送業準備外国人支援計画」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容
- イ 特定活動告示第 55 号に掲げる活動を行おうとする外国人に係る在留資格認定証明書の交付の申請前（当該外国人が在留資格認定証明書の交付を受けないで本

邦に上陸しようとする場合にあっては出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の申請前、当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している場合にあっては在留資格の変更の申請前に、当該外国人に対し、当該外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約（以下「特定自動車運送業準備雇用契約」という。）の内容、当該外国人が本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の当該外国人が本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること。

- ロ 当該外国人が出入国しようとする港又は飛行場において当該外国人の送迎をすること。
- ハ 当該外国人が締結する賃貸借契約に基づく当該外国人の債務についての保証人となることその他の当該外国人のための適切な住居の確保に係る支援をすることのほか、銀行その他の金融機関における預金口座又は貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること。
- ニ 当該外国人が本邦に入国した後（当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している者である場合にあっては、在留資格の変更を受けた後）、次に掲げる事項に関する情報の提供を実施すること。
 - （１）本邦での生活一般に関する事項
 - （２）法令の規定により当該外国人が履行しなければならない又は履行すべき国又は地方公共団体の機関に対する届出その他の手続
 - （３）特定自動車運送業準備雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下「特定自動車運送業準備所属機関」という。）又は当該特定自動車運送業準備所属機関から契約により特定自動車運送業準備外国人支援の実施の委託を受けた者において相談又は苦情の申出に対応することとされている者の連絡先及びこれらの相談又は苦情の申出をすべき国又は地方公共団体の機関の連絡先
 - （４）当該外国人が十分に理解することができる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項
 - （５）防災及び防犯に関する事項並びに急病その他の緊急時における対応に必要な事項
 - （６）出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他当該外国人の法的保護に必要な事項
- ホ 当該外国人がニ（２）に規定する届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な支援をすること。
- ヘ 本邦での生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること。
- ト 当該外国人から職業生活、日常生活又は社会生活に関し、相談又は苦情の申出を受けたときは、遅滞なく、当該相談又は苦情に適切に応じるとともに、当該外

国人への助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

- チ 当該外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすること。
- リ 当該外国人が、その責めに帰すべき事由によらないで特定自動車運送業準備雇用契約を解除される場合においては、公共職業安定所その他の職業安定機関又は職業紹介事業者等の紹介その他の特定活動告示第 55 号に掲げる活動を行うことができるようにするための支援をすること。
- ヌ この条の規定に適合する特定自動車運送業準備外国人支援計画（以下「適合特定自動車運送業準備外国人支援計画」という。）の実施に関する責任者（以下「支援責任者」という。）又は外国人に特定自動車運送業準備雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに 1 名以上の適合特定自動車運送業準備外国人支援計画に基づく支援を担当する者（以下「支援担当者」という。）が当該外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施し、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の労働に関する法令の規定に違反していることその他の問題の発生を知ったときは、その旨を労働基準監督署その他の関係行政機関に通報すること。
- 二 適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を契約により登録支援機関（法第 19 条の 27 第 1 項に規定する登録支援機関をいう。以下同じ。）に委託する場合にあつては、当該登録支援機関に係る法第 19 条の 25 第 1 項に規定する登録支援機関登録簿に登録された事項及び当該契約の内容
- 三 特定自動車運送業準備外国人支援の実施を契約により他の者に委託する場合にあつては、当該他の者の氏名又は名称及び住所並びに当該契約の内容
- 四 支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職名

2 特定自動車運送業準備外国人支援計画は、特定自動車運送業準備所属機関が、日本語及び当該特定自動車運送業準備外国人支援計画に係る外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人にその写しを交付しなければならない。

第 2 条

特定活動告示第 55 号に規定する特定自動車運送業準備外国人支援計画の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 特定活動告示第 55 号に掲げる活動を行おうとする外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、特定自動車運送業準備所属機関（契約により他の者に特定自動車運送業準備外国人支援の全部の実施を委託した特定自動車運送業準備所属機関を除く。）及び特定自動車運送業準備所属機関から契約により特定自動車運送業準備外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において適切に実施することができるものであること。
- 二 前条第 1 項第 1 号イに掲げる支援が、対面により又はテレビ電話装置その他の方法により実施されることとされていること。

三 前条第1項第1号イ、ニ、ト及びヌ（外国人との定期的な面談の実施の場合に限る。）に掲げる支援が、外国人が十分に理解することができる言語により実施されることとされていること。

四 特定自動車運送業準備外国人支援の一部の実施を契約により他の者に委託する場合にあっては、その委託の範囲が明示されていること。

第3条

特定活動告示第55号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備雇用契約の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 労働基準法その他の労働に関する法令の規定に適合していること。
- 二 外国人の所定労働時間が、特定自動車運送業準備所属機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること。
- 三 外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。
- 四 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと。
- 五 外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていること。
- 六 特定自動車運送業準備雇用契約に基づいて外国人が特定活動告示第55号に掲げる活動を行う事業所が、統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
 - イ 中分類43 道路旅客運送業
 - ロ 中分類44 道路貨物運送業
- 七 外国人が特定自動車運送業準備雇用契約の終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは、当該特定自動車運送業準備雇用契約の相手方である特定自動車運送業準備所属機関が、当該旅費を負担するとともに、当該特定自動車運送業準備雇用契約の終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。
- 八 特定自動車運送業準備所属機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること。

第4条

特定活動告示第55号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備所属機関の基準は、次の各号（特定自動車運送業準備所属機関が契約により登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第1号から第11号まで、第18号及び第19号の各号）に掲げるとおりとする。

- 一 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。

二 特定自動車運送業準備雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定自動車運送業準備雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（法第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約（当該特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務において要する技能の属する特定産業分野が自動車運送業分野であるものに限る。）を締結している場合にあつては、当該業務と同種の業務に従事していた労働者を含む。）を離職させていないこと。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 定年その他これに準ずる理由により退職した者

ロ 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者

ハ 期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であつて、当該有期労働契約の相手方である特定自動車運送業準備所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者

ニ 自発的に離職した者

三 特定自動車運送業準備雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定自動車運送業準備所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと。

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

ロ 次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

（1）労働基準法第117条（船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第89条第1項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第44条第1項の規定により適用される場合を含む。）、第118条第1項（労働基準法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。）、第119条（同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。）及び第120条（同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定

（2）船員法（昭和22年法律第100号）第129条（同法第85条第1項の規定に係る部分に限る。）、第130条（同法第33条、第34条第1項、第35条、第45

- 条及び第 66 条（同法第 88 条の 2 の 2 第 4 項及び第 5 項並びに第 88 条の 3 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第 131 条（第 1 号（同法第 53 条第 1 項及び第 2 項、第 54 条、第 56 条並びに第 58 条第 1 項の規定に係る部分に限る。）及び第 3 号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 135 条第 1 項の規定（これらの規定が船員職業安定法第 92 条第 1 項の規定により適用される場合を含む。）
- （3）職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 63 条、第 64 条、第 65 条（第 1 号を除く。）及び第 66 条の規定並びにこれらの規定に係る同法第 67 条の規定
 - （4）船員職業安定法第 111 条から第 115 条までの規定
 - （5）法第 71 条の 3、第 71 条の 4、第 73 条の 2、第 73 条の 4 から第 74 条の 6 の 3 まで、第 74 条の 8 及び第 76 条の 2 の規定
 - （6）最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定
 - （7）労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 40 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第 2 項の規定
 - （8）建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）第 49 条、第 50 条及び第 51 条（第 2 号及び第 3 号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 52 条の規定
 - （9）賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定
 - （10）労働者派遣法第 58 条から第 62 条までの規定
 - （11）港湾労働法（昭和 63 年法律第 40 号）第 48 条、第 49 条（第 1 号を除く。）及び第 51 条（第 2 号及び第 3 号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 52 条の規定
 - （12）中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）第 19 条、第 20 条及び第 21 条（第 3 号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 22 条の規定
 - （13）育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 62 条から第 65 条までの規定
 - （14）林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 32 条、第 33 条及び第 34 条（第 3 号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 35 条の規定
 - （15）外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 108 条、第 109 条、第 110

条（技能実習法第 44 条の規定に係る部分に限る。）、第 111 条（第 1 号を除く。）及び第 112 条（第 1 号（技能実習法第 35 条第 1 項の規定に係る部分に限る。）及び第 6 号から第 11 号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る技能実習法第 113 条の規定

（16）労働者派遣法第 44 条第 4 項の規定により適用される労働基準法第 118 条、第 119 条及び第 121 条の規定、船員職業安定法第 89 条第 8 項の規定により適用される船員法第 129 条から第 131 条までの規定並びに労働者派遣法第 45 条第 7 項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 119 条及び第 122 条の規定

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定（同法第 50 条（第 2 号に係る部分に限る。）及び第 52 条の規定を除く。）により、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

ニ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 208 条、第 213 条の 2 若しくは第 214 条第 1 項、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 156 条、第 159 条若しくは第 160 条第 1 項、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 51 条前段若しくは第 54 条第 1 項（同法第 51 条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 102 条、第 103 条の 2 若しくは第 104 条第 1 項（同法第 102 条又は第 103 条の 2 の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 46 条前段若しくは第 48 条第 1 項（同法第 46 条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 83 条若しくは第 86 条（同法第 83 条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

ホ 精神の機能の障害により特定自動車運送業準備雇用契約の履行を適正に行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ヘ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ト 技能実習法第 16 条第 1 項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者

チ 技能実習法第 16 条第 1 項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第 3 号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人がロ又はニに規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該

法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ヲにおいて同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの

リ 特定自動車運送業準備雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

- （１）外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為
- （２）外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為
- （３）外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為
- （４）外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為
- （５）（１）から（４）までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為
- （６）外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の2の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
- （７）特定自動車運送業準備雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定自動車運送業準備雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為
- （８）外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、特定自動車運送業準備雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかなるかを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは当該特定自動車運送業準備雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人と当該特定自動車運送業準備雇用契約を締結する行為
- （９）法第19条の18の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為
- （１０）法第19条の20第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示

- をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為
- (11) 法第 19 条の 21 第 1 項の規定による処分に違反する行為
- ヌ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ル 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからヌまで又はヲのいずれかに該当するもの
- ヲ 法人であって、その役員のうちにイからルまでのいずれかに該当する者があるもの
- ワ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 五 特定自動車運送業準備雇用契約に係る外国人の活動の内容に係る文書を作成し、当該外国人に当該特定自動車運送業準備雇用契約に基づく活動をさせる事業所に当該特定自動車運送業準備雇用契約の終了の日から 1 年以上備えて置くこととしていること。
- 六 特定自動車運送業準備雇用契約を締結するに当たり、外国人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者が、当該特定自動車運送業準備雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、他の者に、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をされている場合、又は、他の者との間で、当該特定自動車運送業準備雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結している場合にあっては、そのことを認識して当該特定自動車運送業準備雇用契約を締結していないこと。
- 七 他の者との間で、特定自動車運送業準備雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、当該特定自動車運送業準備雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していないこと。
- 八 特定自動車運送業準備外国人支援に要する費用について、直接又は間接に当該外国人に負担させないこととしていること。
- 九 事業に関する労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。
- 十 特定自動車運送業準備雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること。
- 十一 特定自動車運送業準備雇用契約に基づく外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する当該外国人の預金口座若しくは貯金口座への振込み又は当該外国人に現実に支払われた額を確認することができる方法によって

支払われることとしており、かつ、当該預金口座又は貯金口座への振込み以外の方法によって報酬の支払をした場合には、出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し、出入国在留管理庁長官の確認を受けることとしていること。

十二 次のいずれかに該当すること。

イ 過去2年間に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ロにおいて同じ。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役員又は職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること（ただし、支援責任者は支援担当者を兼ねることができる。以下同じ。）。

ロ 役員又は職員であって過去2年間に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び外国人に特定自動車運送業準備雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していること。

ハ イ又はロの基準に適合する者のほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認めたもので、役員又は職員の中から、支援責任者及び外国人に特定自動車運送業準備雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していること。

十三 特定自動車運送業準備雇用契約の当事者である外国人に係る特定自動車運送業準備外国人支援計画に基づく職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を当該外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していること。

十四 特定自動車運送業準備外国人支援の状況に係る文書を作成し、当該特定自動車運送業準備外国人支援を行う事業所に特定自動車運送業準備雇用契約の終了の日から1年以上備えて置くこととしていること。

十五 支援責任者及び支援担当者が、外国人を監督する立場にない者その他の特定自動車運送業準備外国人支援計画の中立的な実施を行うことができる立場の者であり、かつ、第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

十六 特定自動車運送業準備雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、適合特定自動車運送業準備外国人支援計画に基づいた特定自動車運送業準備外国人支援を怠ったことがないこと。

十七 支援責任者又は支援担当者が特定自動車運送業準備雇用契約の当事者である外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること。

十八 特定自動車運送業準備所属機関が次のいずれにも該当するものであること。

- イ 自動車運送事業（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車運送事業をいい、貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を営む者であること。
 - ロ 一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 43 条に規定する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関をいう。）が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業に基づく安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有する者であること。
 - ハ 出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和 6 年国土交通省告示第 1362 号）第 3 条第 5 号から第 7 号までのいずれにも該当すること。
 - ニ 登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、ハに該当する登録支援機関に委託することとしていること。
- 十九 次のいずれかに該当するとき、遅滞なく、出入国在留管理庁長官にその旨を報告することとしていること。
- イ 特定自動車運送業準備雇用契約の変更をしたとき、若しくは特定自動車運送業準備雇用契約が終了したとき、又は新たな特定自動車運送業準備雇用契約の締結をしたとき。
 - ロ 特定自動車運送業準備外国人支援計画の変更をしたとき。
 - ハ この条の各号列記以外の部分に規定する契約の締結若しくは変更をしたとき、又は当該契約が終了したとき。

（２）活動内容及び要件等

① 活動内容

- 特定自動車運送業準備外国人が行うことができる活動は次のとおりです。
 - ・ 自動車教習所への通所又は外免切替による運転免許の取得に係る諸手続
 - ・ 新任運転者研修の受講（タクシー運送業及びバス運送業の場合）
 - ・ 車両の清掃等の関連業務
- 特定自動車運送業準備外国人は、1 号特定技能外国人としての活動を行う予定である機関との雇用契約に基づき、上記の活動を行うことができます。

- 本特定活動の在留期間の上限は、トラック運送業の場合は6月、タクシー運送業及びバス運送業の場合は1年ですが、本特定活動の在留期間が残っている場合でも、運転免許の取得及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会（タクシー運送業）又は公益社団法人日本バス協会（バス運送業）が定めた効果測定の基準に達する新任運転者研修（タクシー運送業及びバス運送業の場合）を修了した場合は速やかに「特定技能1号」への在留資格変更許可申請を行っていただく必要があります。
- 本特定活動で在留する期間については、「特定技能1号」の通算在留期間に含まれません。

② 要件

ア 特定自動車運送業準備外国人本人の要件

- 特定自動車運送業準備外国人本人の要件のうち、次のものについては「特定技能1号」と同様の要件です。

- ・ 年齢に関するもの
- ・ 健康状態に関するもの
- ・ 本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験に合格していること ※1
- ・ 退去強制令書の円滑な執行へ協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関が発行した旅券を所持していること
- ・ 通算在留期間に関するもの
- ・ 保証金の徴収・違約金契約等に関するもの ※2
- ・ 費用負担の合意に関するもの
- ・ 本国において遵守すべき手続に関するもの
- ・ 労働者派遣の対象となることを内容とする雇用契約を締結していないこと ※3

上記※1の要件の詳細については、本要領別表（日本語試験については、タクシー運送業又はバス運送業の場合であっても、「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上で要件を満たします。）を、※2の要件の詳細については「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第4章第1節及び後述【留意事項】を、※3の要件の詳細については本運用要領別冊第5を、その他の要件の詳細については「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第4章第1節を御参照ください。

- 本特定活動で本邦に入国・在留しようとする外国人は、本特定活動で在留中に我が国の運転免許の取得及び新任運転者研修の受講（タク

シー運送業及びバス運送業の場合）を行うこととなるため、本特定活動に係る在留諸申請時には、我が国の運転免許の保有及び新任運転者研修を修了している必要はありません。

- 在留資格変更許可申請においては、法務大臣が変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可されることとなっています。他の在留資格から本特定活動に在留資格変更許可申請を行う際は、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第4章第3節も併せて御参照ください。

イ 雇用契約及び所属機関に関する要件

- 特定自動車運送業準備所属機関に関する要件のうち、次のものについては特定技能所属機関と同様の要件です。

〈特定自動車運送業準備雇用契約の基準〉

- ・ 労働関係法令に適合していること
- ・ 所定労働時間に関するもの
- ・ 報酬等に関するもの
- ・ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇に係る差別的取扱いをしていないこと
- ・ 一時帰国のための有給休暇取得に関するもの
- ・ 特定自動車運送業準備外国人が活動を行おうとする事業所が告示（本運用要領別冊1ページにおける「告示」と同様。）で定める産業を行っていること ※1
- ・ 帰国担保措置に関するもの
- ・ 健康状況その他の生活状況把握のための必要な措置

〈特定自動車運送業準備所属機関の基準〉

- ・ 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定の遵守
- ・ 非自発的離職者の発生に関するもの
- ・ 行方不明者の発生に関するもの
- ・ 関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由
- ・ 実習認定の取消しを受けたことによる欠格事由
- ・ 出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったことに関するもの
- ・ 暴力団排除の観点からの欠格事由
- ・ 特定技能所属機関の行為能力・役員等の適格性に係る欠格事由
- ・ 特定技能外国人の活動状況に係る文書の作成等に関するもの
- ・ 保証金の徴収・違約金契約等による欠格事由 ※2

- ・ 支援に要する費用の負担に関するもの
- ・ 労災保険法に係る措置等に関するもの
- ・ 特定自動車運送業準備雇用契約履行体制に関するもの
- ・ 報酬の口座振込み等に関するもの
- ・ 中長期在留者の受入れ実績に関するもの
- ・ 十分に理解できる言語による支援体制に関するもの
- ・ 支援の実施状況にかかる文書の作成等に関するもの
- ・ 支援の中立性に関するもの
- ・ 支援実施義務の不履行に関するもの
- ・ 定期的な面談の実施に関するもの
- ・ 特定自動車運送業準備所属機関が告示（本運用要領別冊 1 ページにおける「告示」と同様。）第 3 条第 1 号から第 2 号及び第 5 号から第 8 号に該当すること ※ 1

※ 上記※ 1 の要件の詳細については本運用要領別冊第 3 を、上記※ 2 の要件の詳細については「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第 5 章第 2 節及び後述【留意事項】を、その他の要件については「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第 5 章を御参照ください。

ウ 特定自動車運送業準備外国人支援計画に関する要件

- 特定自動車運送業準備外国人支援計画に関する要件については 1 号特定技能外国人支援計画と同様の要件です。

〈特定自動車運送業準備外国人支援計画の内容等〉

- ・ 特定自動車運送業準備外国人支援計画の必要的記載事項に関するもの
- ・ 特定自動車運送業準備外国人支援計画の作成言語・写しに関するもの

〈特定自動車運送業準備外国人支援計画の基準〉

- ・ 適切な実施方法等に関するもの
- ・ 一部委託の範囲の明示に関するもの

※ 上記の要件の詳細については「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第 6 章を御参照ください。また、特定自動車運送業準備外国人支援計画の記載事項及び行わなければならない支援の具体的な内容については、運用要領別冊（支援）を御参照ください。

【留意事項】

- 特定活動告示第 55 号の別表第 16 の第 7 号（上記ア※ 2）及び特定自動車運送業準備基準告示第 4 条第 4 号リ（7）（上記イ※ 2）については、上陸基準省令の表の

法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の下欄第2号及び特定技能基準省令第2条第1項第4号リ（7）と同様の要件です。

・ 運転免許の取得費用の負担については、所属機関が負担することが望ましいですが、特定自動車運送業準備外国人（受け入れる予定の外国人を含む。以下本【留意事項】において同じ。）本人が負担する場合は、採用時等に受入れ外国人が十分に理解できる言語による説明を行うなど、丁寧な説明を心掛け、事前に受入れ外国人の了承を得るようにしてください。

・ また、特定活動（特定自動車運送業準備）の適正な活動が阻害されることを防ぐため、労働基準法第16条の規定とは別に、特定活動告示第55号及び特定自動車運送業準備基準告示において、特定自動車運送業準備雇用契約に基づく外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収、財産の管理、違約金を定める契約又は不当に財産の移転を予定する契約を禁止しています。特定活動（特定自動車運送業準備）の適正な活動が阻害されることには、特定自動車運送業準備外国人が労働を強制される契機となることや、自由に転職・退職できないことを含みます。

・ 特定活動告示第55号及び特定自動車運送業準備基準告示の基準に抵触し、外国人の受入れができなくなるおそれがある例としては、特定自動車運送業準備外国人が一定期間勤務することを停止条件として、免許取得費用の返済を免除する内容の契約を締結することや、特定自動車運送業準備外国人が返済途中に退職した場合に貸付金の残額を一括で返済する内容の契約を締結することが挙げられます。これらの特定活動告示第55号及び特定自動車運送業準備基準告示の基準に基づき、日本人と異なる取扱いになったとしても、特定自動車運送業準備基準告示第3条第4号に掲げる報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇についての差別的な取扱いには該当しません。

・ なお、特定自動車運送業準備外国人の運転免許の取得費用について、所属機関が当該費用を賃金に含めて補填することは、特定活動告示第55号及び特定自動車運送業準備基準告示の基準に抵触しません。

【本特定活動に係る在留諸申請の提出書類について】

- 本特定活動に係る在留諸申請は、原則として「特定技能外国人受入れに関する運用要領」及び本運用要領別冊第2から第3までに記載する書類と同じ書類を提出する必要があります。ただし、次の表の左欄に掲げる書類については、表の右欄に掲げる本運用要領別冊の参考様式を提出してください。

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」及び本運用要領別冊に記載する書類	在留諸申請時に提出する書類
分野参考様式第15－1号	分野参考様式第15－3号

「自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）」	「特定自動車運送業準備外国人の受入れに関する誓約書（特定自動車運送業準備所属機関）」
分野参考様式第 15－2 号 「自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）」	分野参考様式第 15－4 号 「特定自動車運送業準備外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）」
参考様式第 1－4 号 「特定技能外国人の報酬に関する説明書」	分野参考様式第 15－5 号 「特定自動車運送業準備外国人の報酬に関する説明書」
参考様式第 1－5 号 「特定技能雇用契約書」	分野参考様式第 15－6 号 「特定自動車運送業準備雇用契約書」
参考様式第 1－6 号 「雇用条件書」	分野参考様式第 15－7 号 「雇用条件書」
参考様式第 1－16 号 「雇用の経緯に係る説明書」	分野参考様式第 15－9 号 「雇用の経緯に係る説明書」
参考様式第 1－17 号 「1 号特定技能外国人支援計画書」	分野参考様式第 15－10 号 「特定自動車運送業準備外国人支援計画書」
参考様式第 1－23 号 「特定技能所属機関の役員に関する誓約書」	分野参考様式第 15－11 号 「特定自動車運送業準備所属機関の役員に関する誓約書」
参考様式第 1－25 号 「登録支援機関との支援委託契約に関する説明書」	分野参考様式第 15－12 号 「登録支援機関との支援委託契約に関する説明書」

③ 特定自動車運送業準備所属機関による報告

○ 特定自動車運送業準備所属機関は、次の事由に該当する場合には、出入国在留管理庁長官に対する報告が義務づけられています。

- ・ 特定自動車運送業準備雇用契約の変更をしたとき ※ 1
- ・ 特定自動車運送業準備雇用契約が終了したとき ※ 2
- ・ 新たな特定自動車運送業準備雇用契約を締結したとき ※ 3
- ・ 特定自動車運送業準備外国人支援計画の変更をしたとき ※ 4
- ・ 登録支援機関との委託契約を締結したとき ※ 5
 - ・ 登録支援機関との委託契約を変更したとき ※ 6
 - ・ 登録支援機関との委託契約を終了したとき ※ 7

- 上記の報告については、事由に該当した日から 14 日以内に、特定自動車運送業準備所属機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局に書面を持参又は郵送して行う必要があります（出入国在留管理庁電子届出システムでは報告を受け付けていません。）。

【本報告における提出書類について】

- 本報告は、「特定技能」の在留資格における特定技能所属機関による届出に当たるものです。
- 報告に係る留意事項及び添付書類については、特定技能所属機関による届出と同様となっていますので、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第 7 章第 1 節第 1 から第 3 までを御参照ください。
- ただし、以下の表の左欄に掲げる書類については、表の「報告時に提出する書類」欄に掲げる本運用要領別冊の参考様式を提出してください。

	「特定技能外国人受入れに関する運用要領」に記載する書類	「特定技能外国人受入れに関する運用要領」における該当部分	報告時に提出する書類	備考
1	参考様式第 3-1-1 号 「特定技能雇用契約の変更に係る届出書」	第 7 章第 1 節第 1	分野参考様式第 15-13-1 号 「特定自動車運送業準備雇用契約の変更に係る報告書」	上 記 ※ 1 に 該 当 す る 場 合
2	参考様式第 3-1-2 号 「特定技能雇用契約の終了又は締結に係る届出書」	（契約終了）第 7 章第 1 節第 2 （新たな契約締結）第 7 章第 1 節第 3	分野参考様式第 15-13-2 号 「特定自動車運送業準備雇用契約の終了又は締結に係る報告書」	上 記 ※ 2 及 び ※ 3 に 該 当 す る 場 合
3	参考様式第 3-1 号（別紙） 「特定技能雇用契約に係る届出書（別紙）」	—	分野参考様式第 15-13 号（別紙） 「特定自動車運送業準備雇用契約に係る報告書（別紙）」	項 番 1、2 の 別 紙
4	参考様式第 3-2 号 「支援計画変更に係る届出書」	第 7 章第 2 節	分野参考様式第 15-14 号 「支援計画変更に係る報告書」	上 記 ※ 4 に 該 当 す る 場 合
5	参考様式第 3-2 号（別紙） 「支援計画変更に係る届出書（別紙）」	—	分野参考様式第 15-14 号（別紙） 「支援計画変更に係る報告書（別紙）」	項 番 4 の 別 紙
6	参考様式第 3-3-1 号	第 7 章第 3 節第 2	分野参考様式第 15-15-1	上 記 ※

	「支援委託契約の変更に係る届出書」		号 「支援委託契約の変更に係る報告書」	6 に該当する場合
7	参考様式第 3－3－2 号 「支援委託契約の終了又は締結に係る届出書」	(契約終了) 第 7 章第 3 節第 3 (契約締結) 第 7 章第 3 節第 1	分野参考様式第 15－15－2 号 「支援委託契約の終了又は締結に係る報告書」	上 記 ※ 5 及 び ※ 7 に 該 当 す る 場 合
8	参考様式第 3－3 号(別紙) 「支援委託契約に係る届出書(別紙)」	—	分野参考様式第 15－15 号 (別紙) 「支援委託契約に係る報告書(別紙)」	項番 6、 7 の 別 紙

別表(自動車運送業)

業務区分及び特定技能外国人が従事する業務			技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	令和9年4月1日以降も当分の間、技能水準及び日本語能力水準の試験の免除となる技能実習2号
特定技能1号	トラック運転者	事業用自動車(トラック)の運転、運転に付随する業務	自動車運送業分野特定技能1号評価試験(トラック)及び第一種運転免許	【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力試験(JLPT)N4以上	—
	タクシー運転者	事業用自動車(タクシー)の運転、運転に付随する業務	自動車運送業分野特定技能1号評価試験(タクシー)及び第二種運転免許	【「日本語教育の参照枠」B1相当以上】 ・ 日本語能力試験(JLPT)N3以上 (CEFRのB1相当以上を判定された場合に限り) 【「日本語教育の参照枠」A2.2相当】 (告示第3条第4号の規定を満たす場合に限り) ・ 国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2.2相当 又は ・ 日本語能力試験(JLPT)N4	—
	バス運転者	事業用自動車(バス)の運転、運転に付随する業務	自動車運送業分野特定技能1号評価試験(バス)及び第二種運転免許	【「日本語教育の参照枠」B1相当以上】 ・ 日本語能力試験(JLPT)N3以上 (CEFRのB1相当以上を判定された場合に限り) 【「日本語教育の参照枠」A2.2相当】 (告示第3条第4号の規定を満たす場合に限り) ・ 国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2.2相当 又は ・ 日本語能力試験(JLPT)N4	—